

大規模災害時の協力建設事業者登録制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島県が管理する公共土木施設の応急工事等の実施に関して、大規模災害時の協力建設事業者登録制度（以下「本制度」という。）における実施体制及び出動要請の方法等を定め、公共土木施設を早期に復旧することを目的とする。

(定義)

第2条 本制度における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条に規定する公共土木施設

(2) 応急工事等

ア 広島県が管理する公共土木施設に被害が発生又は発生するおそれのある場合において、建設事務所長等が、緊急に実施する必要があると認める工事等

イ その他、建設事務所長等が緊急に実施する必要があると認める工事等

(3) 建設事務所長等

広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）第93条に規定する建設事務所（同規則第98条に規定する担当地域にあつては支所。）及び同規則第105条に規定する港湾振興事務所の長

(4) 協力建設事業者

広島県が本制度に登録した建設事業者

(5) 災害協定

平成25年12月20日に締結した「大規模災害発生時における広島県管理公共土木施設の応急工事の実施に関する協定」

(適用)

第3条 本制度は、大規模災害により公共土木施設に甚大な被害が発生するなど、地域内の建設事業者だけでは応急工事等の対応が困難となるおそれがあり、応急工事等の実施のために協力建設事業者の支援が必要であると建設事務所長等が判断した場合に適用する。

(登録要件)

第4条 本制度の登録にあたっては、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 広島県の建設工事等入札参加資格を有する者

(2) (1)のうち、土木一式工事又は法面処理工事の業種について資格の認定を受けている者

(3) 広島県内に本店又は支店等を有する者

(4) 災害発生時に応急工事等を迅速に実施できる者

(公募及び登録申請)

第5条 広島県は、協力建設事業者を公募するものとし、公募は、広島県電子申請システム等により行うものとする。

2 前条の要件を満たし、本制度への登録を希望する建設事業者は、応急工事等の実施体制として、あらかじめ活動できる地域、連絡系統、保有する建設資機材等について、技術企画課長が定める方法により申請するものとする。

(登録)

第6条 広島県は、申請を行った建設事業者の申請内容について第4条の要件を確認し、協力建設事業者名簿（以下「名簿」という。）に登録するとともに、協力建設事業者に登録証を発行する。

2 なお、災害協定に基づき実施体制報告書を提出している建設事業者についても名簿に登録するものとする。

3 ただし、第4条の要件以外に不適合であると認められる事由が判明した場合は、登録を認めないものとする。

(登録の変更)

第7条 協力建設事業者は、第5条第2項に基づく申請内容に変更が生じた場合は、その内容について、速やかに広島県に届け出るものとする。

(登録の取消)

第8条 広島県は、第4条の要件を満たさなくなった場合及びその他不適合であると認められる事由が判明した場合には、登録を取り消すものとする。

(有効期間)

第9条 登録の有効期間は、登録を受けた日の翌年の5月末までとする。

2 前項の有効期間の満了後に引き続き登録の継続を希望する協力建設事業者は、期間が満了する1箇月前までに登録申請と同様の方法により更新の申請を行うものとする。

(出勤要請)

第10条 建設事務所長等は、第6条の名簿により協力建設事業者を選定し、出勤を要請する。なお、要請は原則文書により行うが、緊急の場合は口頭又は電話等により行い、後日速やかに文書で手続きを行うものとする。

2 協力建設事業者は、前項の要請があった場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(応急工事等の実施)

第11条 前条に基づく出勤要請に応じた協力建設事業者は、建設事務所長等の指示により、速やかに応急工事等を実施するものとする。

(契約の締結)

第12条 建設事務所長等は、第10条に基づく出勤要請に応じ、第11条により応急工事等を実施する協力建設事業者との契約を速やかに締結するものとする。

(費用の負担)

第13条 応急工事等に要した費用は、広島県の基準に基づき広島県が負担するものとする。

(応急工事等の完了報告)

第14条 協力建設事業者は、応急工事等が完了した場合は、建設事務所長等に対し、口頭及び書面により完了報告を行うとともに、実施した応急工事等の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第 15 条 応急工事等の実施により生じた損害の負担は、建設事務所長等及び協力建設事業者が協議して定めるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項で必要がある場合は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。